

令和5年第11回

君津市農業委員会議事録

令和5年10月3日（火）

令和5年第11回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年10月3日（火）午後2時00分から午後3時01分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

- 議 事 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 議案第 1号から議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 8号から議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第12号から議案第24号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
- 日程第 6 議案第25号 令和5年度第6次農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第 1号から報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第 5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
- 報告第 6号から報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 内海孝夫 | 2番 | 鮎川正幸 |
| 3番 | 水野徳子 | 4番 | 小笠原武男 |
| 5番 | 笹本幸恵 | 7番 | 神子純一 |
| 8番 | 溝口勝美 | 9番 | 小泉春水 |
| 10番 | 齊藤昇 | 11番 | 重田忠男 |
| 12番 | 長谷川貢 | 13番 | 鈴木隆 |
| 14番 | 石井和美 | | |

欠席委員（1名）

6番 宇野 真弘

出席した職員

事務局長	永 田	聡
主幹	宇佐美	宏
事務局次長	永 鳶	一 環
会計年度任用職員	白 石	勇 一
上総事務所長	川 名	勲
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康 裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中農業委員会への御出席、御苦労さまです。

9月も暑い日が続きまして、非常に暑い8月、9月ということになったと思います。10月になって少しは朝晩涼しくなったかなというふうに思っております。

9月19日に農業者年金の加入推進部長ということで、農業委員会の会長がなる役職だということですが、講習を受けてまいりました。国民年金だけで物価が上がっておりますので、心配だという農業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ農業者年金を勧めていただきたいというふうに思います。

また、新しく農業委員になられた方も大分落ち着いてこられたのではないかと思います。時間があるときには、農業委員の担当地域、そちらのほうを農地パトロールとかしていただいて、遊休農地がないとか、あるいは違反がないかということ、ぜひ確認して周っていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、会議のほうをよろしくお願ひいたします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、諸般の報告をさせていただきます。

9月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

9月19日、今話しましたが、ポートプラザちばにおいて令和5年度農業者年金加入推進部長等研修会が開催され、私と事務局担当で出席いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第11回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名します。

8番、溝口勝美委員、9番、小泉春水委員の2名をお願いします。

◎議案第1号ないし議案第7号

議長 日程第3、議案第1号ないし議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条許可案件の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号について説明します。

西日笠地先の田3筆、畑1筆、面積1,489平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で居住地が遠く管理が難しいため、譲受人は住居に隣接した農地で耕作面積を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万937平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等について問題ないと思われま

次に、議案第2号について説明します。

東日笠地先の畑1筆、面積541平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は自宅に隣接する農地で家庭菜園を行うためです。

許可基準として、譲受人は新規就農となりますが、この地区の出身で稲作や家庭菜園での栽培経験があり、近くの親類から農機具の借用や技術指導を受けることができるということです。

農機具は耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま
す。次に、議案第3号について説明します。

俵田地先の田1筆、面積1,223平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で耕作ができなくなっており離農したい、譲受人は農
業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在9,266平方メートルの農地を経営しており、農機
具はトラクター、田植え機、軽トラック、耕運機、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま
す。

次に、議案第4号から議案第6号につきましては譲受人が同一のため、一括して説明をさ
せていただきます。

いずれも農業に新規参入する一般法人が、坂畑地先の隣接する田を賃貸借し、ブルーベリ
ーを栽培しようとする内容でございます。

議案第4号は、坂畑地先の田1筆、871平方メートル、議案第5号は同じく坂畑地先の田
1筆、面積1,171平方メートル、議案第6号は同じく坂畑地先の田1筆、面積996平方メー
トル、合わせまして3,038平方メートルを賃貸借しようとするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により農地の維持管理が難しいため、譲受人は農業経営に
新規参入し、経営規模を拡大するためです。

許可基準ですが、譲受人は農業に新規参入する一般法人で、取得できる権利は使用収益権
のみとなります。本申請の賃貸借権設定の許可の要件といたしまして、農地を適正に使用し
ていない場合に、賃貸借権を解除する旨の条項のある解除条件付賃貸借契約を締結すること、
それから地域との適切な役割分担を担うことを確約すること、役員または法人が指定した農
業経営に責任を持つ農場長などが農業に常時従事することとなっています。

本申請では、解除条件付賃貸借契約書の写しと地域への役割分担を担う旨の確約書が添付
されておりまして、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事するという計画が提出さ
れております。また、栽培技術につきましては、任命された農園長が木更津市内の農園で研
修を修了しており、実践段階でもサポート等の協力が得られるということになっています。

農機具は、耕運機、軽トラック、草刈り機、運搬用一輪車を所有しており、資格等につい
ては問題ないと思われま

す。次に、議案第7号について説明します。

議案第7号も、農業に新規参入する一般法人が坂畑地先の隣接する畑を賃貸借し、ブルー

ベリーを栽培する内容の申請でございます。

坂畑地先の畑3筆、面積2,692平方メートルを賃貸借をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により農地の維持管理が難しいため、譲受人は農業経営に新規参入し、経営規模を拡大するためです。

許可基準ですが、先ほど説明をいたしました議案4号から6号と同様となります。本申請書に解除条件付賃貸借契約書の写しと、地域の役割分担を担う旨の確約書が添付されておりまして、法人が任命した農園長が農業に150日以上従事する計画書が提出されております。

また、栽培技術についても、先ほど同様、任命された農園長が木更津市内の農園で研修を修了しておりまして、実践段階でもサポート等の協力が得られるということでございます。

農機具は、耕運機、軽トラック、草刈り機、運搬用一輪車を所有しており、資格等については問題ないと思われまます。

なお、一般法人への農地法第3条の許可の後ですけれども、毎年事業年度終了後3か月以内に農業委員会に対して利用状況報告書を提出し、契約に違反し、勧告しても是正しない場合は許可を取り消す条件付きの許可となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、7番、神子委員からお願いいたします。

神子委員 7番、神子です。

議案第1号について御説明します。

詳細につきましては、ただいまの事務局説明のとおりです。

先月の9月23日の午前10時に、譲渡人の代理人と、譲受人と現地でお会いし、双方からお話を聞きました。

現地は別冊の1ページをお開きください。

上段にある清和小学校から国道465号線を鴨川方面に向かい、五、六キロほどの西日笠地区です。譲受人は87歳の高齢ですが、娘さん夫妻と共に、季節に応じた各種野菜を手広く栽培していました。今回の案件は、その野菜畑に隣接する農地であったことから、さらに規模拡大のため申請に至ったとのことでした。

一方、譲渡人は現在は君津市の久保に居住しており、79歳という高齢であるため、山間部の畑の管理は困難なことから、今回の申請に至ったとのことでした。

双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思いますので、御審査のほどをよろしくお願
いします。

議 長 続きまして、議案第2号について、8番、溝口委員からお願いします。

溝口委員 8番の溝口です。

議案第2号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

国道465号線の清和小学校の隣が譲受人の自宅、その隣が申請地となります。

9月22日9時に、譲受人と現地を確認を行いました。譲受人は会社員ですが、下限面積
廃止で、今回の申請となりました。申請場所は空き家と農地のセットで、高齢の方が今まで
住んでいたんですけど、もうどうにも高齢で、子供のほうのところをやっかいになるという
ことで、木更津のほうに引越した関係で、空き家と農地が、誰か買って欲しくないかという
ことで、今回申請人である譲受人が、今まで同じ地域に住んでいたんですけど、手狭になっ
たということで、自分が買いたいということで、今回の申請になりました。

貸家のほうは二、三か月前に所有権移転登記が行われて、今回の申請も新しい住所での申
請となりました。譲渡人のほうも話を伺ったんですけど、どうしてももう高齢で、こちらの
清和のほうまでは帰れないということで、今回の売買になったような次第だそうです。

譲受人は、奥様が農業関係の仕事に従事し、また、お父さんは清和地区でも農業をいっば
いやっているところの従業員で勤務しておりまして、農業に関しては非常に詳しい方ござ
います。営農計画の実現性は非常に高いものがあるということで、不許可の要件に当たるも
のではないと思われ、審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 続きまして、議案第3号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番の重田忠男です。

議案第3号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局で説明があったとおりです。

現地の確認ということで、現地の説明は別冊の3を開いていただきたいと思ひます。

国道410号線、久留里馬来田バイパスを久留里方面から馬来田方面に向かい、俵田交差点
から100メートル先右に右折、5番目の左側の田んぼです。

現地確認は、9月25日午後2時に、譲受人及び譲渡人と現地確認、申請内容について確

認いたしました。

申請地は、田んぼとして耕作されておりました。譲渡人は、高齢で耕作ができなくなってきており、離農したいとのことです。譲受人は、農業経営の規模拡大のため、許可基準として9,266平方メートル耕作しており、農機具はトラクター、田植え機、軽トラ、耕運機を所有しており、地域との役割の状況は、農業の維持発展に関する話合いへの参加をすることですので、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第4号ないし第7号について、14番、石井委員からお願いします。
石井委員 14番、石井です。

御案内のとおり、議案の4号から6号、まず6号ですけども、こちらのほうの当日の説明をさせていただきます。

詳細については、先ほど事務局のほうから報告があったとおりで、この4、5、6号に関しては、それぞれブルーベリーを植えるということですね。そういうことで、3名様、83歳、89歳、94歳ということで、大変高齢なために、もう維持が難しいということでブルーベリーの会社、当然昨年にもこの地区と同じようなところで、高水地区で同じブルーベリーをやっている会社だというふうに伺っておりまして、代理人の方と9月24日に現地確認でお会いしております。

この田んぼについては、近くの藤林用水組合、ここが昨年解散したために、水揚げができなくなったということが一因しているかとは思いますが、今は草刈りをして管理しているという程度でございます。

場所については、4ページ御覧いただければと思います。

旧道、亀山中学校のあるところは御存じかと思いますが、その辺に道路沿いに亀山コミセンがあるんですけど、そこから100メートルぐらいちょっと中に入ったところなんで、場所的には亀山コミセンに近いということで承知おきしておいていただければというふうに思います。

この田んぼは、もう続きになっていまして、その周りにもまだ少し田んぼが残っている程度ですけども、取りあえずこの3件の分についてブルーベリーを栽培するというふうに伺っております。

議案7号につきましても、これも亀山コミセンの近くの場所なんですけども、事務局から説明ありましたように、亀山中学校の体育館の横になりますかね。それで、その近くに自宅

がありまして、ここは畑が3筆になっているんですけども、いずれも自分の家の前の農地ということで、現在は草刈りをしてある程度でありました。こちらのほうもブルーベリーを植えるということでもあります。周辺の隣地に対しての支障の方の問題はないと思われまますので、その辺のところ、慎重に御審議いただければと思います。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 議案第7号なんですけども、畑が3となっておりますけども、合計のところは田と畑になっていきますけれども。

白石会計年度任用職員 申し訳ありません。畑3筆が、申し訳ありません、これ誤りです。畑3筆になります。畑3筆、面積2,692平方メートルになります。申し訳ありません。訂正をいたします。よろしくをお願いします。

議 長 ほかに御質問、意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 それではないので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第8号ないし議案第11号

議長 長 日程第4、議案第8号ないし第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第8号ないし第11号について、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第8号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

常代地先の畑2筆、面積1,308平方メートルと、その他山林、宅地1,173.91平方メートルの合計2,481.91平方メートルを宅地分譲します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋立ては行わず、切土と整地のみ実施いたします。

用水は公益水道を引き込みます。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水と併せ、市が管理する排水路に放流します。

隣接農地の耕作に影響がないよう施工をいたします。施工中は、敷鉄板等で道路面を保護し、土砂等の切土計画があるので、隣接地に影響がないよう加工し、加工前に丁寧に説明をいたします。また、必要に応じて交通誘導員を配置し、通学路の安全、居住者など地域住民の交通の妨げにならないよう、居住者優先の誘導を徹底します。

議案第9号について御説明いたします。

末吉地先畑1筆、面積512平方メートルを専用住宅に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

埋立て等を行わず、整地のみ実施します。

用水は公益水道を利用し、汚水及び雑排水は浄化槽を通し、市の排水施設に放流します。雨水も同様に、市の排水施設に放流します。

工事前に近隣住民に工事説明をいたします。また、迷惑等かからないよう配慮をいたします。なお、隣接農地はありません。

議案第10号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

釜生地先の田3筆、面積1,093.55平方メートルを太陽光発電施設へ転用し、太陽光パネル170枚を設置いたします。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地するだけです。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。汚水排水はありません。

工事の期間中は、資材を適切に管理し、現場監督責任者の下近隣に迷惑がかからないよう配慮し、災害防止に万全を期します。施工後も定期的に除草を行い、施設外周部にフェンスを設置します。異常が発見された場合には早急に対応し、適切な維持管理に努めます。施設により、周辺農地へ日照及び通風への影響が及ぶことはないと考えますが、万が一被害を及ぼした場合は、責任を持って問題改善いたします。

議案第11号について御説明いたします。

笹地先の田1筆、面積568平方メートルと畑1筆、面積1,018平方メートルを資材置場に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

敷地は整地のみを行います。

用水は使用せず、雨水は自然浸透式とします。汚水排水はありません。

工事の期間中は、周囲に危険が及ばないようにします。平地であることから、周辺農地への日照、通風、土砂の流出などの被害のおそれはありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第8号について、1番、内海委員からお願いいたします。

内海委員 議案8号ですが、申請内容につきまして、説明のとおりでございます。

現地ですが、別冊5ページの議案8号、常代神社近くであります。宮下ローソンなんですけども、川崎橋でありますけど、ここにローソンがありまして、ここから約四、五百メートル地点、右側の位置であります。すぐ近くが常代神社でございます。

9月26日、代理人と現地を確認いたしました。宅地分譲用地の転用でありまして、合計12棟の予定ということでございました。近隣の畑には支障のないように説明してあるとのこととございました。

譲渡人につきましては、現在自宅を物置として使用し、農地については草刈りをして整備している。手がかかり、農地の売却も考えているということで、特に問題ないと思われまます。御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第9号について、10番、齊藤委員からお願ひします。

齊藤委員 10番、齊藤です。よろしくお願ひします。

議案第9号について説明いたします。

申請内容については、ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。

申請場所は別冊の最後から1ページ目という、7ページ目です。申請場所はちょっと分かりづらいんですけども、小櫃駅から見て東方向、近くに県道160号線というのが走ってまして、それを長谷川方面、ずっと行くと市原のほうに行くんですけども、その道沿いでちょっと中に入ったところなんです。駅から500メートルぐらい離れたところなんです。

申請地は地目は畑ということで、きれいに草刈り等管理されておりました。9月27日に代理人と現地を確認してきました。申請どおり、隣、もう既に三方方向家が建って、その中でぼつとりと畑という状況で、その土地、宅地転用にしても支障出る農地はないということで、そういうふうに見てきました。

したがって、特に問題ないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第10号ないし第11号について、14番、石井委員からお願ひします。

石井委員 14番、石井です。

ただいま事務局のほうから御説明ありましたとおりですね。9月28日ですか、先日代理人と一緒に現地のほうを確認させていただきました。

場所的には、亀山から大多喜に向かう道路があるんですけども、465号というのがありまして、蔵玉隧道というのがあるんですけど、バイパスができて、夏前頃までは隧道拡張工事をやっていた場所がありまして、その500メートルぐらい手前の釜生自治会館というのがちょうどあるんですね、国道沿い465号線沿いにあるわけですけども、自治会館の横になりますか、ここの田んぼ3筆ということになっておまして、その辺の周辺のところにもまだ休耕地がありまして、それぞれ草刈り等で管理しているというような状況です。

この場所についても同じように草刈り等はやってありますけども、休耕が続いているというのがありまして、譲渡人のほうはちょっと遠くに、千葉市のほうに住んでいまして、とても地元において管理できるわけじゃないということで、ここについては太陽光発電を行う予定であるということです。

近隣には自治会館があつて、田んぼを挟んでもう1軒あるぐらいで、周辺に迷惑、問題の起きるような可能性は見当たりません。そういったことで、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案11号のほうは、またこれも事務局のほうから説明あつたかと思ひますけども、亀山町から姉ヶ崎、千葉鴨川線ということで鴨川有料道路の手前になるわけですけども、皆さん御存じかとは思ひますけども、濃溝の滝、この付近から手前、500メートルぐらいのところの右側になりまして、近くにはふるさと物産館がある西清水という地区なんですけども、今も整地はされているといへばされているんですけども、これからちょっと整地しないといへないかなという感じはしますけども、何も使っていないというような状況でございまして、そのあたりについては草刈り等はきれいにしてありました。

また、受人のほうは資材を置くということで、材木ですね。九州のほうの材木を買ってきてテーブル作ったりするために、そういう資材を置く場所ということでなっております。資材置場ということで、渡人の方とやはり9月24日確認しておりまして、周辺に迷惑かかるような問題は見当たりませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。意見、質問等がありましたら挙手をお願いします。

水野委員。

水野委員 すいません、3番、水野です。

10号議案についてちょっとお伺いしたいんですけども、隣接している農地が1枚挟んで公会堂というふうなお話いただいたんですけど、それというのは、地域の方の同意のような、説明とかというのはしてあるんですか。

永鷲次長 転用の手続上、隣接農地の所有者に対して転用する説明をするということになっております。現状ですと同意までは必要としていないというところですので、説明をしたという内容の記載がありましたので、それをもって申請を受け付けた次第です。

水野委員 分かりました、ありがとうございます。

議 長 それ以外に何か質問、御意見ありますか。

(発言する者なし)

議 長 ないようですので、採決を取ります。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第12号ないし議案第24号

議 長 日程第5、議案第12号ないし第24号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

議案第21号につきましては、7番、神子純一委員が関係する事案が含まれておりますので、初めに議案第21号を除く議案第12号ないし議案第20号及び議案第22号ないし議案第24号について審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

永寫次長 農地法第5条事業計画変更について御説明いたします。

議案第12号について御説明いたします。

議案書5ページを御覧ください。

馬登地先の畑1筆、面積1万3,145平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第13号ないし第15号について、関連しますので一括して御説明いたします。

清和市場地先の畑5筆、面積3,221平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第16号ないし第18号について、関連しますので一括して御説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。

市宿地先の畑5筆、面積3,859平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案19号ないし第22号について、関連しますので一括して御説明いたします。

日渡根地先の田6筆、面積8,757平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和5年11月30日まで許可を得ていましたが、令和6年11月30日までの計画変更申請がなされました。周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第23号について御説明いたします。

議案書8ページを御覧ください。

広岡地先の田2筆、面積2,118平方メートルの太陽光発電施設設置の計画変更です。予定地の接道が木々により資材の搬入が困難なため、異なる経路を確保するため、隣接地権者の確認に時間を要しました。また、発電所の部材搬入が困難な地形であったため、工事店との確認についても時間を要したことから、工事が遅延いたしました。そのため、工事完了が令和5年4月30日までの許可を得ていましたが、令和5年11月20日までの計画変更申請がなされました。

議案第24号について御説明いたします。

笹地先の畑1筆、面積1,438平方メートルの太陽光発電施設の計画変更です。計画地の南側にある木々が発電に影響を及ぼすことから、伐採することとなりましたが、既存の電線に絡んでおり、作業方法の確認に時間を要したことと、計画地までの道路が狭いことから、隣接地への調整や運搬方法を工事店と調整に時間を要したことから、工事が遅延しました。そのため、工事完了が令和5年4月30日までの許可を得ていましたが、令和5年11月30日までの計画変更申請がなされました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明について、質問、意見がありましたら挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

議案23号、24号ですが、備考欄の砂利採取事業の許可延長に伴うとなっておりますが、これ太陽光発電なので、ですよね。

永島次長 大変失礼いたしました。これは太陽光発電ですので、内容と異なる次第であります。

変更の理由としては、今申し上げたのが変更の理由です。

以上です。

議長 水野委員。

水野委員 すいません、3番、水野です。

今の話とちょっと違うんですけど、23と24の備考欄のところに、令和5年4月30日までにということになっていたようですが、何で今なんですか。

永島次長 工事完了が予定していた期日までに完了していないことから、現地調査をしたところ、今申し上げた遅延した理由の説明がありました。工事自体過ぎてしまっていることから、改めて工事期間の延長の旨の申請をするよう指導をしまして、今回の申請に至りました。

以上です。

水野委員 ありがとうございます。

議長 ほかに何か御質問、意見はありますか。

長谷川委員。

長谷川委員 今の関連してなんですけど、23号、24号なんですけども、これ残りがあと11月20日と11月30日までの延長になっていきますけども、このへんはどうなんですか、終わる予定があるんでしょうか。

永寫次長 申請者に対しまして、確実に終わる計画、予定どおり終わるところで、工事の工程表の提出を受けております。その内容を確認し、申請を改めて受けたところです。

以上です。

議 長 ほかに御意見、御質問はありますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、採決に移りたいと思います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

次に、議案第21号について審議いたしますが、この議案については7番、神子純一委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(7番 神子委員 退室)

議長 今の議案第21号について何か質問、御意見がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

7番、神子純一委員の入室を認めます。

(7番 神子委員 入室)

◎議案第25号

議長 日程第6、議案第25号 令和5年度第6次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

はじめに、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉でございます。

議案第25号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和5年度第6次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区2件、16筆、1万4,745平方メートル、小櫃地区14件、46筆、6万2,854.13平方メートル、合計しまして16件、62筆、7万7,599.13平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、11ページから20ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第25号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がありませんので、採決をいたします。

議案第25号について賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第11号

議長 日程第7、報告第1号ないし第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、報告第6号ないし第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第11号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和5年第11回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の農業委員会総会は令和5年11月6日月曜日、市役所5階大会議室において開催する予定でございますので、よろしく申し上げます。

(午後3時01分)